

## 令和元年台風第15号に係る被災者生活再建支援制度の適用に向けた 神奈川県への要請について

令和元年台風第15号の被害状況について、被害認定調査の結果、10月7日（月）に横浜市内で18世帯の住家の全壊を確認し、被災者生活再建支援法に基づく、被災者生活再建支援制度の適用要件（1市町村で全壊10世帯以上）を満たすこととなりました。

このため、本日、この被害状況を神奈川県に報告し、横浜市における被災者生活再建支援制度の適用を要請しました。

### 【参考：被災者生活再建支援制度の概要】

#### 1 制度の趣旨

自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活再建を支援する。

#### 2 制度の適用要件

1市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合 など

#### 3 制度の対象となる被災世帯

2の災害により

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）  
など

#### 4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

##### A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	① 全壊	② 解体	③ 大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

##### B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

#### 5 財源

全都道府県が拠出する基金1/2、国からの補助1/2

### お問合せ先

（被災者生活再建支援制度について）健康福祉局福祉保健課長 大濱 宏之 Tel 045 - 671 - 3994  
（被害状況について）総務局防災企画課長 小澤 美奈子 Tel 045 - 671 - 2019